

北条砂丘 広報

平成16年5月発行 No.9

編集・発行 水土里ネット北条砂丘（北条砂丘土地改良区） 鳥取県東伯郡北条町下神1108-1
TEL(0858)36-2004 FAX(0858)36-2620

第53回 通常総代会開催

平成16年3月26日午後1時30分より、北条砂丘土地改良区会議室において、北条町 宇山助役、大栄町 田村助役、大規模基盤整備室 松尾係長のご臨席を賜り、第53回通常総代会を開催しました。

総代52人(定数65人、出席率80%)の出席をいただき、議長には大栄町妻波の山崎弘巳総代が選出され、提出された21議案を原案のとおり承認し午後3時10分閉会しました。

濱根理事長は「県営畑総事業も3地区の事業が進んでおり、これまでは余り問題もなく進んでおりますが、ほ場を見れば以前の畑かん事業が始まった時のような綺麗に耕作がしてある畑ばかりではなくなりました。これには様々な原因があるわけですが、北条砂丘をもう一度元気な農業地帯に変えていくことが必要だと思います。産官学と連携し、また畑総事業関連のソフト事業を活用しながら、儲ける・儲かる新しい農業経営を皆さんと共に考えていきたいと思っております。」とのことを要旨とした挨拶を行いました。

なお、提出議案のうち平成14年度決算及び平成16年度予算の概要は下記のとおりです。

《平成14年度 一般会計決算》

(収入)		決算額		(支出)		決算額	
科	目	付	記	科	目	付	記
1	組合費	128,263,757円	經常賦課金、特別賦課金	1	事務費	29,704,038円	事務費、総代会費
2	助成金	9,451,268	町補助金	2	事業費	14,903,667	適正化事業 他
3	財産収入	524	預金利息	3	負担金	44,523,000	畑総事業、県土連負担金
4	使用料手数料	592,810	施設使用、手数料	4	維持管理費	45,755,496	揚水管理費 他
5	繰入金	19,320,279	特別会計から經常費他繰入	5	償還金及び利子	96,446,598	ほ場整備、かん排、平準化償還
6	長期借入金	57,990,000	畑総事業、平準化事業費	6	繰出金	2,004,947	職員退職給与金
7	雑収入	8,071,887	手数料 他	7	諸費	2,636,419	賦課金徴収手数料 他
8	維持管理適正化事業	3,744,000	県土連事業交付金	8	予備費	0	
9	事業推進費	8,100,000	畑総ソフト事業				
10	繰越金	567,382	前年度繰越金				
合	計	236,101,907		合	計	235,974,165	

差引残額 127,742円は翌年度に繰越

《平成14年度 決済金特別会計決算》

(収入)		決算額		(支出)		決算額	
科	目	付	記	科	目	付	記
1	決済金	24,382,439円	8.8ha地区除外	1	繰出金	19,320,279円	一般会計繰出金
2	雑収入	286,324	預金利息 他	2	繰越金	209,935,263	次年度繰越金
3	繰越金	204,586,779	前年度繰越金				
合	計	229,255,542		合	計	229,255,542	

《平成14年度 職員退職給与金特別会計決算》

(収入)		決算額		(支出)		決算額	
科	目	付	記	科	目	付	記
1	一般会計繰入金	2,000,000円		1	退職給与金	0円	
2	雑収入	26,727	預金利息	2	繰越金	39,383,182	次年度繰越金
3	繰越金	37,356,455	前年度繰越金				
合	計	39,383,182		合	計	39,383,182	

《平成14年度 財産目録》

平成15年5月31日調整

摘要	金額	摘要	金額
【資産】		【負債】	
流動資産	4,468,892	長期負債	496,628,318
(1) 現金及び預金	127,742	(1) 農林漁業金融公庫(ほ場整備事業)	9,731,161
(2) 未収賦課金	4,341,150	() 畑地帯総合整備事業)	190,501,721
特定資産	268,638,724	(2) 鳥取中央農業協同組合北条町支所(償還平準化事業)	76,000,000
(1) 職員退職給与積立金見返預金	39,383,182	() ほ場整備事業)	12,817,081
(2) 転用決済金積立金見返預金	229,255,542	() かんがい排水事業)	207,578,355
基本資産	8,000	積立金	268,638,724
(1) 鳥取中央農業協同組合出資金	8,000	(1) 職員退職給与引当金積立金	39,383,182
固定資産		(2) 転用決済金積立金	229,255,542
事務所及び水槽	3,459㎡	負債合計	765,267,042円
江北貯水槽	1,081㎡		
由良東浜排水機場、ため池	440㎡		
由良西浜揚水機場、貯水槽	2,666㎡		
道路	384,442㎡		
雑種地	1,302㎡		
資産合計	273,115,616円		



組合員の財産であります土地改良施設の維持管理には、多額の費用がかかっております。土地改良区では今後とも適正な維持管理に万全を期したいと考えておりますが、近年パイプの破損事故が多発しております。漏水を発見されたり、いつもより水の出が悪いなど異常があれば、改良区まで至急ご連絡下さい。(電話36-2004)

中央管理室の電話番号が変わりました TEL(0858)36-2004

電話システムの更新により、4月5日から北条砂丘土地改良区の電話番号は☎(0858)36-2004に統一することになりました。今までの36-2620はFAX専用になりましたので、ご注意くださいようお願いいたします。

《平成16年度 一般会計予算》

(収入)		科 目	予 算 額	付 記
1	組 合 費	150,868千円	経常賦課金、特別賦課金	
2	助 成 金	13,365	町補助金	
3	財 産 収 入	1	預金利息	
4	使用料及び手数料	81	土地使用料、手数料 他	
5	繰 入 金	23,576	特別会計から経常費他繰入	
6	長 期 借 入 金	96,810	償還平準化事業、畑総事業	
7	雑 収 入	103	過年度未収金 他	
8	維持管理適正化事業	5,670	県土連事業交付金	
9	事業推進費	6,800	畑総ソフト事業	
10	繰 越 金	150	前年度繰越金	
合	計	297,424		

(支出)		科 目	予 算 額	付 記
1	事 務 費	32,976千円	事務費、総代会費	
2	事 業 費	17,502	維持管理適正化事業 他	
3	負 担 金	94,880	畑総事業、県土連負担金	
4	維持管理費	38,043	揚水管理費 他	
5	償還及び利子	107,834	ほ場整備、かん排、畑総、平準化	
6	繰 出 金	2,650	職員退職給与金 他	
7	諸 費	3,139	賦課金徴収手数料 他	
8	予 備 費	400		
合	計	297,424		

《平成16年度 決済金特別会計予算》

(収入)		科 目	予 算 額	付 記
1	決 済 金	653千円	地区除外	
2	雑 収 入	180	預金利息 他	
3	繰 越 金	203,548	前年度繰越金	
合	計	204,381		

(支出)		科 目	予 算 額	付 記
1	繰 出 金	24,220千円	一般会計繰出金	
2	繰 越 金	180,161	次年度繰越金	
合	計	204,381		

《平成16年度 職員退職給与金特別会計予算》

(収入)		科 目	予 算 額	付 記
1	一般会計繰入金	2,000千円		
2	雑 収 入	16	預金利息	
3	繰 越 金	41,398	前年度繰越金	
合	計	43,414		

(支出)		科 目	予 算 額	付 記
1	退職給与金	34,967千円	2名退職	
2	繰 越 金	8,447	次年度繰越金	
合	計	43,414		

☆平成16年度の組合費について

◇徴収期日

期別	賦 課 金 種 別	賦 課 期 日
1期	維持管理費(前期)	平成16年7月1日～8月2日
2期	維持管理費(後期)	平成16年8月1日～8月31日
3期	かんがい排水事業特別負担金(前期)	平成16年9月1日～9月30日
4期	かんがい排水事業特別負担金(後期)	平成16年10月1日～11月1日
5期	ほ場整備事業特別負担金	平成16年11月1日～11月30日
6期	畑地帯総合整備事業特別負担金	平成16年12月1日～12月27日

お知らせ

職員を採用しました。 よろしくお願ひ致します。

H16,4,1付 吉 田 かおり
H16,3,8付 濱 田 賢 一 (臨職)

◇徴収金額(10オール当り)

イ	維持管理費 8,800円 (前期4,500円・後期4,300円)	
ロ	かんがい排水事業特別負担金 8,470円 (前期4,470円・後期4,000円)	平成18年度まで
ハ	ほ場整備事業特別負担金 ----- 江北浜新田場地区 7,920円 ----- 国坂地区 9,190円	平成24年度まで 平成26年度まで
ニ	畑地帯総合整備事業特別負担金 ----- 下北条地区 6,350円 ----- 下北条(松神)地区 8,010円 ----- 大栄地区 6,380円 ----- 中北条地区 1,920円	事業完了年度から 15年間

組合費の納付方法について
期別で賦課しております組合費を、1期で全額納付していただくこともできます。
全納を希望される方は、6月20日までに改良区に申し出て下さい。

ほ場整備事業特別負担金について
5期に納めていただいております。ほ場整備事業特別負担金は、江北浜東新田場地区・国坂地区の償還金です。
その他の地区は償還完了しておりますので、5期の賦課はありません。

☆地区除外の取り扱いについて

1. 農地転用(地区除外)を計画される場合には、まず土地改良区にご相談下さい。
2. 農業振興地域から除外されている(以下、「農振外」)農地を除き、基本的に地区除外は認められません。
(畑総事業完了後8年間を経過しない段階での地区除外は、国、県への補助金返還が必要となります。)
(※ 農振外となっている農地は補助事業対象外となります。農振外のままでは更新費用全額負担となり施設更新が困難ですので、改良区では畑総事業完了年度を最終年度としてかんがい停止する方針です。)
3. 道路、河川用地等の公共事業として用地買収される場合、及び農振外の農地について下表のとおり決済金が必要です。



※ 公共用地買収であっても、地区除外の申請手続きと決済金が必要です。地区除外の手続きと決済金を納めていただかないと、いつまでも賦課金が賦課されますので、用地交渉の時に「北条砂丘土地改良区の受益地」であることを言って、後日に問題が残らないようにお願いします。

(注)

- 1) 維持管理費決済金は、今後、改良区の運営及び施設を管理していくための費用を決済していただくものです。
- 2) 償還金決済金は、国、県の補助を受けて実施した事業の借入金の未償還額を決済していただくもので、決済金は全額償還に充当するものです。

[平成16年度 地区除外決済金]	
1	維持管理費決済金(10オール当り) 188,741円
2	償還金決済金(10オール当り)
イ	かんがい排水(自動化)事業 15,765円
ロ	ほ場整備事業 ----- 江北浜新田場地区 23,258円 ----- 国坂地区 55,718円
ハ	畑地帯総合整備事業 ----- 下北条地区 71,697円 ----- 下北条(松神)地区 92,721円 ----- 大栄地区 72,201円 ----- 中北条地区 21,916円

☆こんなときは必ず手続きをお願いします

農地の権利関係が、次の事由により異動したときは必ず土地改良区に届出下さい。(組合員資格得喪通知書は改良区にあります。)

1. 組合員の死亡
2. 土地の売買・譲渡
3. 住所や氏名の変更
4. 農業者経営移譲年金を受給